

【東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 名古屋サイトコワーキングエリア等使用規約】

第1条（目的）

本規約は、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学（以下、「運営事業者」といいます）が運営する東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 名古屋サイト（以下「名古屋サイト」という。）のコワーキングエリア、プレゼンテーションエリア、及びミーティングルーム（以下「コワーキングエリア等」という。）に関して、本規約第5条に定める所定の利用者（以下、「利用者」といいます）との権利義務関係及び遵守事項について定めることを目的とします。コワーキングエリア等の利用に際しては、本規約、及びこれに関連して運営事業者が定める各種規則、その他運営事業者より発する各案内や通知に記載する事項を確認の上、利用をお願いいたします。

第2条（本規約の追加及び変更）

運営事業者は、利用者の事前の承諾を得ることなく、運営事業者が適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は、本規約第4条に定める提供サービスの利用開始と同時に、変更後の本規約に同意したものとみなします。運営事業者は、利用者に対する本規約の変更の通知その他の連絡を、名古屋サイトのウェブサイト上またはメール等で告知することにより行うものとし、

第3条（運営業務の委託）

運営事業者は、コワーキングエリア等の運営にかかる業務を、運営事業者の指定する事業者の一部を委託し、または必要に応じてこれを変更できるものとし、

第4条（提供サービス）

利用者は、開始日より、本規約に基づき下記各号のサービスを利用することができます。

- (1) 利用者の共同利用設備として運営事業者が指定した設備（机、椅子、インターネット接続環境、コピー複合機、ミーティングルーム等）
- (2) ミーティングルームの使用（空室がある場合。かつ事前にミーティングルームを予約することを前提とする。）
- (3) 運営事業者が指定した専用利用設備（専用ロッカー・専用ポスト）
- (4) コワーキングエリア等を利用するために必要なウェブサイトやアプリケーションなどのアクセス及びその利用
- (5) プレゼンテーションエリア等を利用したイベントの開催（事前に予約することを前提とする。）
- (6) 電気の使用（合理的な程度に限る。）
- (7) 通常営業時間中における郵便物の受領（住所登録サービスの利用者に限る。）
- (8) 会員限定のイベント、便益への参加の機会

第5条（利用申込）

1. コワーキングエリア等は、産学官連携ならびに起業を志向する個人や企業等に利用いただくための空間であり、利用者の共同利用にかかるものです。産学官連携や起業関連の活動目的以外での利用は原則お断りいたします。
2. コワーキングエリア等の利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます）は、本規約に同意の上、運営事業者所定の方法によりコワーキングエリア等の利用申込を行うものとし、
3. 内容等によっては、お断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承下さい。運営事業者より受付完了を通知した時点で、利用申込が確定となります。
4. コワーキングエリア等の利用は、予め運営事業者に届け出た名簿記載者に限定されます。また、届け出た名簿記載者以外の方は利用が出来ません。
5. 届け出た名簿は、コワーキングエリア等の管理・運営上に必要な限りにおいて、Tokai Open Innovation Complex 岐阜サイトの運営事業者と共有することがある旨を了承します。

6. 運営事業者は、利用を不承認とした場合、当該利用希望者に対し一切責任を負わないものとし、かつ利用を不承認とした理由を当該利用希望者に説明又は開示する義務を負わないものとします。
7. 未成年者が利用者となった場合には、当サービスの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
8. コワーキングエリア等でテレビ取材や新聞取材等を受ける場合には、事前に運営事業者はその旨を通知しなければならず、特別な指示がある場合はそれに従うものとします。

第6条（契約期間）

1. コワーキングエリア等の利用にかかる契約は、利用者の申込書による申込みが完了した時に効力を生じます。但し、運営事業者は、運営事業者が利用者より最初の利用料金の支払いを受けた日、又は申込書記載の利用開始日のうちいずれか遅い時点（「開始日」という。）まで、本サービスを利用者に提供する義務を負わないものとします。
2. 運営事業者又は利用者は、本契約を解約しようとする月の2ヶ月前までに、相手方に書面により申し入れることにより、本契約を解約することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、コワーキングエリア等が天災事変により滅失（機能的な滅失を含む）に至ったときは、本契約は当然に終了します。また、コワーキングエリア等自体が滅失に至っていない場合であっても、名古屋サイトに重大な被害が発生し、建物を取り壊さなければ復旧が困難な場合はコワーキングエリア等が滅失したものと見做します。

第7条（利用料等）

1. コワーキングエリア等の利用料金は、別表2の通りとします。
2. 利用料金については、利用申込受付後、運営事業者の指定する方法により支払うものとします。
3. 物価の変動、近隣料金その他の経済情勢の変動等により、料金が不相当と認められるときは、これを改定することがあります。その場合は2ヶ月前までにご案内いたします。
4. 利用者は、申込情報に変更が生じた場合、速やかに運営事業者に届け出るものとします。利用者の届出事項に関連して生ずる必要経費は、全て利用者の負担とします。
5. 前項の手続きを怠ったため、運営事業者からなされた通知または送付された書類等が延着または到着しなかった場合には、それらが通常到達すべき時に到達したものとされても利用者は異議のないものとします。
6. 前項までに定める内容の他、利用者は、契約内容の変更を希望する場合は、運営事業者の指定する方法により申込むものとする。当該変更が、月額利用料金の減額を伴う場合には、利用者の運営事業者に対する変更の申込みは、前条第2項に規定する期日までに行わなければならない。

第8条（同伴者の利用）

1. 利用者は、コワーキングエリア等の利用に先立ち、利用者の同伴者については運営事業者に対し、同伴者の申し出を都度行うものとします。
2. 利用者が法人である場合、会員区分を問わず1名の利用あたり3名まで同伴が可能であり、同伴者は利用者の受付開始から原則2時間まで、コワーキングエリア等を利用可能とします。
3. 利用者が個人である場合、会員区分を問わず3名まで同伴が可能であり、同伴者は利用者の受付開始から原則2時間まで、コワーキングエリア等を利用可能とします。
4. 利用者ならびに同伴者は、名古屋サイトの受付にて同伴者の登録を行うものとします。同伴者の利用について、施設利用料金は発生しないものとします。

第9条（利用時間について）

1. 利用時間は、原則として、10時00分～18時00分（全日）となります。
2. 利用時間は、準備、後片づけや清掃を含めた入室時間から退室時間までのすべての時間を含みます。プレゼンテーションエリアでのイベント開催及びミーティングルームは、1時間からの利用が可能です。

3. プレゼンテーションエリアでのイベント開催及びミーティングルームの利用時間は事前にお申し込みいただいた時間内での利用を厳守してください。当日の延長は原則お受けできません。利用時間を延長する場合は予めご連絡ください。時間延長につきましては、延長時間分の利用料金をお支払いください。延長料金は1時間単位で算出いたします。ただし、次の利用者に支障が発生する場合など、延長をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

第10条（予約とキャンセルについて）

プレゼンテーションエリア及びミーティングルームの予約とキャンセルの連絡期限は、次の通りとします。連絡期限が守られない場合は、今後の利用について見送らせていただく場合がありますのでご注意ください。また、無断キャンセルなど、運営事業者の判断によりキャンセル料をいただく場合がございます。

- (1) プレゼンテーションエリアの予約について、利用日の5営業日前まで予約を可能とします。また、ご予約をキャンセルされる場合は、利用日の3営業日前までキャンセルを可能とします。連絡期限を過ぎて予約またはキャンセルを希望する場合は、速やかに運営事業者までご連絡ください。
- (2) ミーティングルームの予約について、当日中の予約ならびにキャンセルを可能とします。

第11条（注意事項）

- (1) 設備の移動・新設・付加・除去・改造その他の変更を希望する場合には、予め運営事業者へ届け出て、その承認を得なければならないものとします。
- (2) 重量物又は長大物を搬出入し、もしくはこれを移動する場合には、運営事業者の指示に従って実施しなければならないものとします。
- (3) 名古屋サイト内外の建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合は、修繕費を申し受ける場合がございます。
- (4) 飲食物の持ち込みは可能ですが、名古屋サイトの什器等を汚損した場合は、速やかに運営事業者までお申し出ください。汚損の程度によっては、清掃料を申し受ける場合がございます。
- (5) 利用者は、予め利用を申請し許可された範囲内でコワーキングエリア等を利用するものとし、運営事業者から利用を許可された範囲以外のスペースを無断で使用することは固くお断りいたします。
- (6) プレゼンテーションエリアでのイベント開催にあたっては、利用者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。また、利用中は当日の利用責任者は必ず常駐してください。
- (7) 催物案内等の広告物、会場誘導看板等を掲示する場合には、事前に運営事業者にご相談ください。名古屋サイトに無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置された場合は直ちに撤去いたします。
- (8) 名古屋サイト内外の建造物・設備・什器・貸出備品等へのテープ貼りや画鋲の使用等はお断りしております。
- (9) コワーキングエリア等における、他の利用者・来場者が写り込む写真撮影やビデオ撮影、録音等は、運営事業者の許可を得てください。
- (10) 運営事業者は防犯目的として監視カメラを設置しており、利用者は予めこれを了承するものとします。
- (11) コワーキングエリア等のスタッフは原則、イベント等の設営、受付、その他実施のお手伝い等はいりません。これらについては利用者自身の責任で行っていただくものとします。
- (12) 利用者は、運営事業者が名古屋サイトの改良、修繕、設備の新增設あるいは諸法令の改正に対応するため、名古屋サイト全体にわたる改造・改装を行う場合があることを予め了解し、利用者はこれに積極的に協力するものとします。
- (13) 名古屋サイトにおいて、災害予防・防犯上の処置が必要と認められる箇所を発見したときは、利用者は速やかにスタッフに相談し、指示を受けてください。
- (14) その他、利用に関してはスタッフと協議、相談の上、その指示に従ってください。

第12条（利用終了時について）

1. 利用終了後は利用前の状態まで原状回復してください。後片付けの確認と備品点検をして退室となります。退室時間になりましたら、すみやかに退室をお願いいたします。
2. ごみは、施設内設置のごみ箱に、分別して廃棄をお願いいたします。

3. ごみ等の処理がなされなかった場合には、その処理費用は実費にて請求いたします。
4. 忘れ物があった場合、忘れ物の保管期間は1ヶ月までとします。所有者不明で問い合わせもなく保管期間を過ぎた場合、利用者は当該物の所有権を放棄したものとし、運営事業者の判断で処分いたします。
5. 専用ポスト・専用ロッカーの利用にあたっては、その利用終了日以後もコワーキングエリア等に残存する利用者宛の郵便物（明け渡し後に到着したものも含む。）や荷物について、利用者は所有権等一切の権利を放棄したものとみなし、運営事業者が利用者の費用負担で任意処分しても利用者は異議のないものとします。
6. 利用者はいかなる事由または名目によるかを問わず、コワーキングエリア等の利用終了にあたり、立退料、営業補償、移転料等の一切の請求をすることはできません。また、コワーキングエリア等のため支出した費用の償還、または造作の買取等の請求をすることもできません。

第13条（提供サービスの休止等）

1. 以下の事項に該当する場合、利用をご遠慮していただくことがあります。（以下、「休館等」といいます）この場合、利用者はコワーキングエリア等の全部又は一部を利用できませんのでご了承ください。
 - (1) コワーキングエリア等で予め定まっている休業日
 - (2) 施設設備の不具合により、十分な提供サービスが行えないと運営事業者が判断した場合
 - (3) 名古屋サイトの定期点検等が行われる場合
 - (4) 施設設備の保守上の工事及び緊急の点検が必要となった場合
 - (5) 施設及び近隣地域にて火災、停電、自然災害が発生したことにより、利用者の安全確保が難しいと判断した場合
 - (6) その他、提供サービスの運営上、休止する必要があると認めた場合
2. 事前に予定されている休館等は、ウェブサイト等への掲載により告知するものとします。但し、その他緊急時の休館等については、運営事業者は事前の告知を要しないものとします。
3. 運営事業者は、名古屋サイトの保全、衛生、防犯、防火、救護、非常時の災害復旧その他必要あるときは、利用者の専用利用設備の開錠を含む必要な措置を講ずることがあります。この場合、利用者は運営事業者の指示に従うものとします。
4. 休館等により、コワーキングエリア等をご利用できない場合であっても、利用料金は原則返還しないものとします。

第14条（提供サービスの廃止）

1. 運営事業者の都合により本サービスの全部、又は一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定によりサービスの全部廃止を行う場合には、3ヶ月前までに会員に対して運営事業者が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第15条（禁止事項）

コワーキングエリア等及びその周辺において、利用者による次の行為を禁止します。

- (1) 本規約及び運営事業者が定める各種規則、並びに法令等に反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 名古屋サイトに居住または宿泊すること
- (4) 動物を名古屋サイト内に持ち込むこと（盲導犬・介助犬は除く）
- (5) 大声、大音量の音楽、楽器の演奏、振動、臭気の発生等により、他の利用者、第三者、運営事業者に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある行為
- (6) 他の参加者を含む第三者の名誉や社会的信用を毀損し、又は不快感や精神的な損害を与える行為
- (7) その他、他の利用者、第三者、運営事業者に迷惑を及ぼす、又はその恐れがある行為
- (8) 危険物（火薬類、爆発性物質その他運営事業者が危険と判断したもの）や不潔な物品を名古屋サイト内に持ち込むこと
- (9) 名古屋サイトの設備・什器・貸出備品その他運営事業者が管理する物品の損壊の恐れのある行為（過度なたこ足コンセントの使用、釘打ち、画鋸打ち、ピン打ち等を含みます）や許可なく持ち出すこと

- (10) 名古屋サイトの維持保全又は美観を損ねる行為
- (11) 喫煙（電子たばこを含みます）すること
- (12) 営利又は非営利を問わず、宗教活動、政治活動、選挙活動、署名活動や、勧誘行為（寄付の募集、団体加入の勧誘、無限連鎖講、マルチ商法その他ネットワークビジネスの勧誘又はそれに類する行為を含みます）をすること
- (13) 他の利用者やスタッフに対する暴行、脅迫、暴言その他威圧的な言動
- (14) 名古屋サイトの秩序を乱す行為
- (15) 利用申込時に事実と異なる内容を申告すること
- (16) 第三者の権利の侵害、その他の不正な行為
- (17) その他、運営事業者のサービスを妨害することを目的に利用する行為、運営を妨げる行為、アイデアの盗用等、運営事業者のサービスの趣旨に照らして本来の提供の目的とは異なる目的で利用する行為
- (18) 18歳未満（高校生以下）の方が条例やその他の関係法令で指定された時間以降に、コワーキングエリア等を利用すること。
- (19) コワーキングエリア等の利用にあたり、スタッフの指示に従わない行為
- (20) その他、運営事業者が不適切と判断する行為

第16条（利用制限）

1. 運営事業者は、利用者がコワーキングエリア等を利用するにあたって、利用者の行為が前条各号のいずれかに該当すると運営事業者が判断した場合のほか、以下の各号のいずれかに該当すると運営事業者が判断した場合には、運営事業者から利用者に対する何らの通知を要することなく、利用申込受付後、又は、利用途中においても、運営事業者の判断で利用承認の取消しや利用停止の処置をとる場合があります。
 - (1) コワーキングエリア等の利用に関し、虚偽の内容で利用申込等を行ったとき
 - (2) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為その他法令に違反したとき
 - (3) 他の利用者又は第三者に迷惑、不利益又は損害を与えたとき
 - (4) 運営事業者の許可なく、利用のスペースの範囲外で、作業や催事行為をした場合
 - (5) 利用者が、運営事業者の許可なく利用権の全部又は一部の譲渡あるいは転貸した場合
 - (6) 名古屋サイトの運営を妨げたり、社会的信頼を毀損したとき
 - (7) 他の利用者又は運営事業者の著作権、肖像権、商標権等の知的財産権を侵害する又はそのおそれがある行為をしたとき
 - (8) 他の利用者又は運営事業者の財産、秘密、プライバシー、信用又は名誉を侵害したとき
 - (9) 利用料金の支払を拒否したとき
 - (10) 本規約のいずれかに違反したとき
 - (11) その他上記のうちいずれかに準ずる行為で、運営事業者が不適当と判断したとき
2. 利用承認の取消しや利用停止により利用者又は第三者が損害を被った場合でも運営事業者は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用承認の取消しや利用停止に伴い、コワーキングエリア等の利用にかかる契約が終了した場合であっても、利用者の運営事業者に対する、契約終了日までの支払い及びその他損害を賠償する義務は存続するものとします。

第17条（個人情報の取り扱い）

1. コワーキングエリア等の運営を円滑に行うために、会員登録時に氏名・郵便番号・住所・電話番号・電子メールアドレスなどの情報を取得し、利用します。運営事業者は、申し込みやイベント参加に際して取得した個人情報を、東海国立大学機構個人情報保護規程に従い適切かつ厳重に管理し取り扱います。なお、法人会員での利用においては、同一の法人に所属する方からの申し出に限り、イベント申込や利用状況等の情報を開示する場合があります。
2. 運営事業者は、利用者が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、運営事業者の裁量で、利用及び公開することができるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、コワーキングエリア等の利用に際して、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」といいます）に所属又は該当せず、かつ、暴力団等反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたっても所属若しくは該当、又は関与しないことを確約するものとします。
2. 運営事業者は、利用者が暴力団等反社会的勢力に所属若しくは該当する、又は関与していると判断した場合、事前に通知等を行うことなく、コワーキングエリア等の全て又は一部の利用を停止する場合があります。
3. 運営事業者は本条に基づく利用者の違反によるコワーキングエリア等の全て又は一部の利用停止によって生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第19条（損害賠償等）

利用者は、名古屋サイト内外の建造物・設備・什器・貸出備品等を毀損、汚損、紛失させた場合には、その損害について全額賠償するものとします。その他、利用者が、本規約に違反し、これにより運営事業者、他の利用者又は第三者に対して何らかの損害を与えた場合、利用者は、損害を被った者に対して、損害を全額賠償する義務を負うものとします。

第20条（免責）

名古屋サイト内（駐車場等も含みます）の展示物及び利用者、イベント参加者等が持ち込んだ物品（貴重品を含む）等の盗難、破損事故及び第三者に対する対人対物など全ての事件・事故・トラブルについては、その原因の如何を問わず運営事業者は一切の責任を負いません。運営事業者は、コワーキングエリア等の運営に関して、故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償を負わないものとします。自然災害、運営事業者に帰責すべき事情以外の事情による火災等、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、第13条及び第14条に規定する提供サービスの休止等又は廃止、その他運営事業者の合理的支配が及ばない事由等を原因として、運営事業者の営業が停止し利用者に対し提供サービスが行えなくなった場合、これにより利用者に損害が生じたとしても、運営事業者は一切の責任を負わないものとします。また、コワーキングエリア等の利用に際して届出、許可又は保険の加入等が必要な場合における、関係諸官庁への許可申請及び届出等又は保険等に関する手続きはすべて利用者対応とし、運営事業者は一切の対応をせず、これに関する一切の責任を負いません。実証実験等の利用に必要な際は、利用者ご自身の責任で、許可、届出又はPL保険（生産物賠償責任保険）、その他必要な各種保険について手続きをするものとし、これらに不備があった場合において利用者、第三者又は運営事業者に損害が発生した場合は、一切の責任を利用者が負うものとします。

第21条（譲渡等）

利用者は、運営事業者の事前の書面による承諾なく、コワーキングエリア等の利用にかかる契約に基づく利用者の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入その他の担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

第22条（その他の事項）

本規約に定めのない事項については、運営事業者と利用者は誠実に協議の上、これを解決するものとします。

第23条（合意管轄）

コワーキングエリア等に関して、運営事業者と利用者間で紛争等が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表1（会員区分及び必要な条件）

会員区分		必要な条件
一般会員	法人利用	産学官連携・起業を志向する者のうち、東海国立大学機構が入会を認めたもの
	個人利用	
優待会員	法人利用	①TOIC 岐阜サイト会員 ②名古屋大学協力会会員 ③岐阜大学協力会正会員・賛助会員 ④名古屋大学・岐阜大学発認定ベンチャー（称号授与企業） ⑤名古屋大学・岐阜大学関連ベンチャー、その他機構が優待するもの
	個人利用	
招待会員	法人利用	①TOIC（岐阜サイト・名古屋サイト）に入居するもの ②機構に所属する職員・学生（個人利用のみ） ③名古屋大学・岐阜大学発認定ベンチャー（認定後2年以内） ④Tongali GAP ファンドプログラム採択者、その他機構が招待するもの
	個人利用	

別表2（利用料金）

区分1	区分2	金額 (税込)	単位	備考
法人利用	一般会員	22,000	円/月・口	法人利用1口当たり同時に3名まで利用可能 1名利用当たり3名まで同伴者が利用可能 同伴者の利用は2時間まで
	優待会員	12,000	円/月・口	
	招待会員	0	円/月・口 (1口を上限)	
個人利用	一般会員	11,000	円/月	1名利用当たり3名まで同伴者が利用可能 同伴者の利用は2時間まで
	優待会員	6,000	円/月	
	招待会員	0	円/月	
※住所登録サービス	法人会員のみ	6,600	円/月	本社登記、ポスト兼ロッカー付 名古屋大学・岐阜大学関連ベンチャーの法人 利用会員のみ対象
※ロッカー貸出	会員のみ	3,300	円/月	
※プレゼンテーション エリア貸出	会員	1,500	円/時	拠点趣旨に沿うイベントに限る。 TOICが共催するイベントは貸出無料
	非会員	10,000	円/時	
※ミーティングルーム 貸出	会員のみ	1,000	円/時	拠点趣旨に沿う用途に限る。 法人利用会員：1口当たり5時間/月まで無料 東海国立大学機構の職員・学生を除く個人利 用会員：1名あたり5時間/月まで無料 オープンイノベーションオフィス及び共同研 究エリア入居者は無制限で無料。
※ドロップイン (名古屋サイト非会員向 けの1日利用メニュー)	優待会員相当の 条件を満たすもの	600	円/日	
	その他非会員	1,200	円/日	

※オプションサービス